

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



〈創立70周年記念式典・祝賀会〉

—三木渋谷税務署長、柳田渋谷法人会会長：新春対談!!—
—創立70周年記念式典・祝賀会報告—
—所得税確定申告始まる—

2019.1・2・3
No. **557**
平成31年

税務署長・法人会長の新春対談	2
新年のご挨拶	5
行動する法人会(平成31年度税制改正に関する提言)	8
事業ア・ラ・カルト	10
都税コーナー	14

三木署長と柳田会長の 新春対談

出席者 三木渋谷税務署署長
柳田渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長

於 渋谷税務署署長室



司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。三木署長、続いて柳田会長からまず、新年を迎えてのご挨拶を一言いただければと存じます。

署長：昨年中は、柳田会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして誠に有難うございました。

法人会会員の皆様のご支援のおかげで、昨年7月の着任以来、私も渋谷税務署の事務運営も順調に推移しています。今年も引き続き、着実な事務運営と真心のこもった納税者視点にたったサービスを心掛けていきますので、是非宜しくお願いします。

また、このたび渋谷法人会は創立70周年を迎えられたこと、心からお祝い申し上げます。

会長：ありがとうございます。こちらこそ宜しくお願いします。

先ほどお祝いのことばを頂きました通り、渋谷法人会は創立70周年を迎えましたが、これからも法人会の活動目的は変わらず、税を通じて、社会貢献活動を展開していきたいと考えておりますので、署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

司会：三木署長、柳田会長ありがとうございます。

それでは、三木署長にお聴きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：東横沿線の菊名です。親の関係で、駒沢に3年間、その頃はまだ玉電が走っていましたが…、それから中学生の頃に代々木2丁目に2年ほど住んでいました。

あと、中学から大学まで、今から40年ほど前になりますが、通学の関係でよく渋谷で遊んでいました。その頃の印象は、学生の街、カルチャー発信の街というイメージでした。全線座や地球座などの映画館や、大盛堂書店などにはよく行っていましたね。

司会：結構渋谷とは縁がお有りなんですね。ではその頃と今とは渋谷のイメージはどの様になりましたか？

署長：今の渋谷は、その頃に比べると、大規模な再開発ですっかり様変わりですね。でも、元の東急プラザの裏

の“古書センター”が残っていたのには、ちょっとビックリでした。

原宿の雰囲気は、同潤会アパートも消滅し、若いひとはともかく、外国人が多くなったなと感じています。

司会：ご家族は？

署長：妻と二人暮らしです。結婚して来年の2月で30年になります。

…記念に何を要求されるかドキドキです…

司会：ご趣味は？

署長：最近になって、ビンテージの革靴を集めています。ほとんどが50年近く前のアメリカ製の紳士靴です。大体80足近くありますね。

昔の物は、時間をかけて丁寧な作りで、材質の良い物が多くて、しっかりした職人の心意気を感じられますね。

会長：なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：父親が税関職員だったのと、大学では会計を専攻していましたので、国税専門官に応募しました。それで最初は法人税担当を希望していたのですが、なぜか会計とは全く縁の無い滞納整理の担当となり、30数年を過ごしました。

会長：税務署長というのは、大変だとは思いますが、中でも特に渋谷は職員が多いですよね。職員数日本一の税務署長になられてどうですか？

署長：たったの1年ですが、企業のトップになったようなものです。これだけ職員がいて、しかも1年限りですから、とても全ての職員を掌握することは出来ません。みなさんもお分かりのように、組織のトップとして必ずやるべきことは、労務管理と事務不適切な防止です。

そのため、組織の役割分担を守り、特に副署長や総務課長に責任を持たせ、彼らがやるべきことに介入せず、職務を実行させることが重要と考えています。

会長：仕事柄なかなかストレスも多いと思いますが、ストレスの解消法というのは何かお持ちですか？

署長：趣味と同じなんですけど、大量にある靴を磨くことです。妻には大変不評なんですけど、手に入れた時には古くて、ゴミ同然の靴が、丁寧に手入れして、再び輝きを取り戻していく過程を見ていると、とても嬉しくなります。

会長：人や会社を育てることに繋がりそうですね。そ

ういう署長さんの座右の銘みたいなものはありますか

署長：東日本大震災からこちら、毎年のように大規模な災害が続いています。日本という国土は肥沃で、生産性の高い国だとは思いますが、昔から災害の多い土地柄です。そのため、互いに助け合う、そうしなければ生きていけない風土というものもあると思います。そういう国民性が根付いていると思いますから、自分の身は自分で守らなければならない個人主義とは違って、私も常に周りのことが気になってしまいます。ということで『和を以って尊しと為す』ということでしょうか。

司会：渋谷法人会に期待されることは何かございますか？

署長：法人会も含め、地域の納税者の声を聞いて、それを税務行政に反映させる。そのために税務関係民間団体との連携・協調が必須と考えています。特に今年実施される消費税の軽減税率制度の周知やIDパスワード方式の普及などは、納税者に対して直に広報していかなければならないので、実のところわれわれ税務署が最も不得意とする分野でございます。そうしたところで、ご指導、ご協力いただければ助かります。

司会：私は、青年部会の担当副会長でもあるのですが、青年部会が実施している小学生向けの租税教室についてはいかがですか？

署長：先日の国税モニターとの懇談の際に話しに出たのですが、若い世代はしっかりと世の中の現実を見ているということです。

日本の国債残高は、GDPの2倍です。これは税収ではなく、日本が年間で稼ぐ全ての収入の2倍の借金を抱えていることになります。

そうした借金を返さなくてはならないのが、租税教室の生徒達ということです。そうした実際を知らしめて、彼らに税を考えさせるということも方法としては有りだと思います。

会長：若い世代に税を理解してもらえるような事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、どんな税金があるのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要ですね。租税教室、税に関する絵はがきコンクール、地域の祭り等での税金クイズは、税に興味を持ってもらう意味で大変重要だと思います。

司会：これからの時代変化と税務行政、IOTやAIについて、労働人口の減少について署長のお考えはいかがですか？

署長：私の個人的な意見になりますが、いまの世の中は、生活空間における大規模な「現実から仮想へ」という流れが進んでいます。例えば、給与の支払いが現金手渡しから振込に変わり、それによりお金を稼ぐという現実、預金残高の数字に置き換わりました。こうした世の中の流れの中では、確定申告も来署して「申告をする」という現実から、電子申告に移行せざるを得ないものだと思います。

います…だからこそ、自分個人の中では、現実を確認できる「モノ」に対するコダワリを持ちたいと思います。

労働人口の減少については、昨今の少子高齢化の中で、生産性維持のために、人手に頼らないシステム化の推進や労働人口確保の対策が行われています。それらの一環として、外国人労働者の問題があります。彼らも、自分の生活基盤を日本に移す訳ですから、短期間の都合の良い労働者と見ずに、日本という国を支える人的存在として、区別なく納税者として認識すべきだと考えます。

司会：e-Taxもそうですが、仮想通貨の活用もこれから多くなってきそうですね。次は、柳田会長に今後の法人会活動について伺いたと思います。

会長：常々申し上げておりますが、法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、日本国の根幹を成す税制について健全な提言を行う組織です。是非とも、会員の皆様には、地域社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと思っております。また、法人会は貴重な異業種の法人の集まりですので、会員のご事業の発展のためにも会員相互の交流を深めるための行事も、法人会活性化のためには不可欠だと考えています。



司会：柳田会長、ありがとうございました。

それでは最後に三木署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：柳田会長、野口広報委員長には、新春対談ということで、貴重なお話をお伺いすることができました。

公益社団法人渋谷法人会の会員の皆様にとって新しい年が良き一年となり、大きな成果が得られる年となりますよう祈念申し上げます。

本日はありがとうございました。

※なお、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、平成最後となる31年の新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確立できた、有意義な対談となりました。（編集担当）

法人会掲示板 2・3月

2月・3月(4月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域行事

- 2月5日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 2月6日 第8・9ブロック合同講演会
- 2月7日 総務委員会
- 2月12日 組織委員会
- 2月14日 事業研修委員会
- 2月15日 社会貢献委員会
- 2月16日 バス見学研修会
- 2月19日 役員世話人会 (源泉研究部会)
- 2月20日 第3・4・5・6ブロック合同研修会
- 2月21日 税制委員会
- 2月26日 厚生委員会
- 2月27日 消費税軽減税率研修会
- 2月27日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月28日 財務委員会
- 3月1日 広報委員会
- 3月4日 印紙税研修会
- 3月6日 法人税確定申告書書き方講習会(第1日)
- 3月7日 法人税確定申告書書き方講習会(第2日)
- 3月8日 法人税確定申告書書き方講習会(第3日)
- 3月12日 源泉研究部会研修会
- 3月18日 理事会
- 4月26日 ビジネスマナー研修会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

初級簿記講習会のご案内

- ◆日時 4月9日～6月4日 (全15回)
午後4時～6時
(詳しくは同封のチラシをご覧ください)

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 平成31年2月14日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 共用会議室

日時 平成31年3月18日(月)
平成31年3月19日(火)
平成31年3月20日(水)
各午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

◆場 所 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0180

◆講習会費 15,000円/1名
非会員:25,000円/1名

◆初級簿記日程 (全15回うち6月実施分)
(商工会議所簿記検定3級程度)
4月9日(火)・12日(金)・16日(火)・19日(金)・22日(月)・24日(水)、
5月7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)・24日(金)・28日(火)・31日(金)、
6月4日(火)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆日時 毎週月曜日から金曜日まで
(祝日等除く)
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回

◆場 所 羽野島法律事務所 (新橋)
◆相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
◆申込先 東法連:TEL 3357-0771

新年のご挨拶



東京都渋谷都税事務所
所長 原島 幸男

新年おめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えになられましたことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、柳田会長をはじめ役員、会員の皆様方に東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、渋谷電子申告・電子納税推進協議会における活動、地方税セミナーの開催、各種広報など、貴会の積極的な活動には重ねて感謝を申し上げます。

さて、昨年12月の内閣府月例経済報告によりますと「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされております。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催準備、安全安心なまち、そしてこれから迎える東京の人口減少と一層の高齢化を見据え、希望と活力に溢れる、より高度な成熟都市へと進展していくため、各種施策を推進してまいります。

渋谷都税事務所としましては、こうした都の施策の実現のために、都税収入の安定的な確保を第一に、納税者に対する親切で丁寧な対応、わかりやすい説明を心掛けてまいります。また、電子申告・電子納税、口座振替の推進とともに、より一層適正で公平な税務行政を進めてまいります。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷法人会の皆様にとって更なるご発展、ご繁栄の年となりますようお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層のご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会 長 柳 田 道 康	常任理事 飯 島 良 臣	理 事 石 井 沙与子	理 事 中 村 浩 士
副 会 長 八木原 保	常任理事 光 山 和 徳	理 事 朝 倉 健 吾	理 事 福 田 勝 則
副 会 長 岩 田 利 延	常任理事 細 川 信 和	理 事 北 節 子	理 事 天 野 長 光
副 会 長 新 居 常 男	常任理事 丸 山 幸 孝	理 事 西 村 元	理 事 有 明 利 昭
副 会 長 長 島 祐 司	理事・源泉部会長 松 本 泰 郎	理 事 米 田 直 樹	理 事 安 藤 一 郎
副 会 長 渡 辺 博	理事・青年部会長 藤 野 宏 忠	理 事 岡 崎 義 明	理 事 安 原 喜 一 郎
副 会 長 野 口 アキラ	理事・女性部会長 名 和 玲 子	理 事 名 取 政 俊	理 事 滝 島 聡
副 会 長 雨 宮 孝 幸	理 事 加 藤 清 治	理 事 藤 木 伸 欣	理 事 村 田 茂
副 会 長 松 井 美 千 代	理 事 佐 藤 正 人	理 事 中 田 啓 一	理 事 梅 村 昇
専務理事 相 澤 悟	理 事 新 村 俊 三	理 事 山 崎 登 美 子	理 事 阿 部 英 博
常任理事 大 塚 英 雄	理 事 遠 藤 久 介	理 事 山 田 英 治	理 事 海 老 名 孝
常任理事 並 木 宏 道	理 事 橘 輝 雄	理 事 脇 田 茂 久	理 事 安 斉 隆 雄
常任理事 小 林 英 雄	理 事 二 渡 永 八 郎	理 事 有 馬 清 種	理 事 早 川 千 秋
常任理事 伊 藤 一 三	理 事 村 田 曉 宣	理 事 増 田 泰 雄	理 事 生 稻 榮 次
常任理事 梅 原 伸 二 郎	理 事 小 野 木 邦 夫	理 事 長 塚 徳 男	監 事 黒 澤 公 博
常任理事 荻 英 夫	理 事 石 井 謙 次	理 事 福 田 晴 夫	監 事 福 井 恒 夫

e-Taxを利用しよう

高田馬場の名画座映画館

1/27(日) リニューアルオープン!

話題の映画やありし日の名作を厳選し二本立てで上映しています。入替なし、外出可ですのでご予約にあわせてご鑑賞いただけます!

早稲田松竹

新宿区高田馬場 1-5-16 TEL 03-3200-8968

公式HP: www.wasedashochiku.co.jp

www.facebook.com/wasedashochiku
[@wasedashochiku](https://twitter.com/wasedashochiku)

詳しくはコチラ

入場料金 (2本立て)

大人	1300円
学生 (中学生以上)	1100円
シニア・身障者・小学生	900円
ラスト1本	800円

創立70周年記念式典及び祝賀会(新年賀詞交歓会)を開催！

祝賀会

祝辞



渋谷税務署長
三木信博氏



東京都渋谷都税事務所長
原島幸男氏



渋谷区長
長谷部健氏



友誼団体代表
東京税理士会渋谷支部長
早田仁憲氏

新しい年を迎えた良き日、去る1月18日(金)午後4時よりセルリアンタワー東急ホテルに於いて、渋谷税務署長 三木信博様はじめ関係官庁並びに友誼団体幹部の皆様、ご来賓、会員300余名のご臨席をいただき、公益社団法人渋谷法人会創立70周年記念式典及び祝賀会(新年賀詞交歓会)を盛大に開催いたしました。

渋谷法人会は戦後、納税者自身が申告し納税する申告納税制度の確立に伴い、税に対する知識を、納税者自身がある程度持たなければならないということから、昭和25年1月18日に創立し70周年を迎えました。その間、昭和39年9月5日に全国法人会の中で2番目に社団法人認可を受け、さらに平成25年3月25日に新たに東京都より、公益社団法人の認定を受けました。

当日は、午後3時受付開始。出席者の方々の集まりもよく、定刻通り創立70周年記念式典を開会いたしました。

まず、役員並びに会員等、法人会の活動に対しまして、種々ご指導、ご支援、ご協力を賜りました関係者の方々と、故人となられました方々の霊に対しまして黙祷を奉げました。

その後『開式の辞』を八木原副会長、柳田会長の式辞へと進み、70周年と

いう大きな節目の年を迎え、諸先輩のご努力や会員各位のご協力に対するお礼と法人会が掲げる“良き経営者をめざすものの団体”としてなお一層の使命達成に邁進することを誓いました。

次に、永年役員として活躍された方々の名前を讀上げ、表彰状、感謝状を柳田会長より贈呈し、受彰者を代表して山崎健吉氏より謝辞が述べられました。

続いて、来賓を代表して渋谷税務署長 三木信博様、東京都渋谷都税事務所長 原島幸男様、渋谷区長 長谷部健様、友誼団体代表 東京税理士会渋谷支部長 早田仁憲様の方々からご祝辞を戴きました。

結びに岩田副会長より閉式の辞として、ご参会の方々に感謝の意と式典が滞りなく終了したことを告げ、式典を締めくくりました。

祝賀会は、長島副会長の開会のことば、柳田会長の祝宴の挨拶のあと、宇野澤顧問の乾杯で始まりました。

会の中盤、二期会のオペラや70年のあゆみとして、スライド上映があり、賑やかに節目の年を祝い、また新春を壽ぎました。

盛会の中、石田相談役の手締め、そして雨宮副会長の閉会のことばで幕を閉じました。



祝宴の挨拶：柳田会長



乾杯：宇野澤顧問



手締め：石田相談役



柳田会長式辞

式典



表彰状受彰者代表：山崎健吉氏



感謝状受彰者代表：二渡永八郎氏



受彰者代表謝辞



司会：なみひらかあい氏



70年のあゆみ



二期会：オペラ

行動する法人会

－平成31年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成31年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月7日

財政・金融・証券関係団体委員長 **津島 淳** 氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月14日

財政金融部会長 **竹内 譲** 氏 他



国 民 民 主 党

第二部会（財金・総務・決算）税制改正団体ヒアリング
10月30日

財金・総務・決算部会長 **小林 正夫** 氏 他



立 憲 民 主 党

財務金融部会・税制調査会 税制改正要望に関するヒアリング
11月22日

財務金融部会長 **川内 博史** 氏 他



電子納税、電子申告を活用しよう

財 務 省

10月25日

財務副大臣 **鈴木 馨祐** 氏

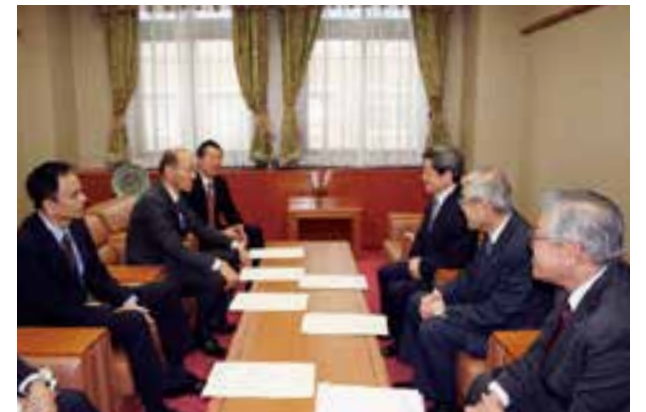


左から 鈴木副大臣、柳田税制委員長、松崎専務理事

国 税 庁

表敬訪問 12月6日

長 官 **藤井 健志** 氏
次 長 **並木 稔** 氏
課税部長 **重藤 哲郎** 氏

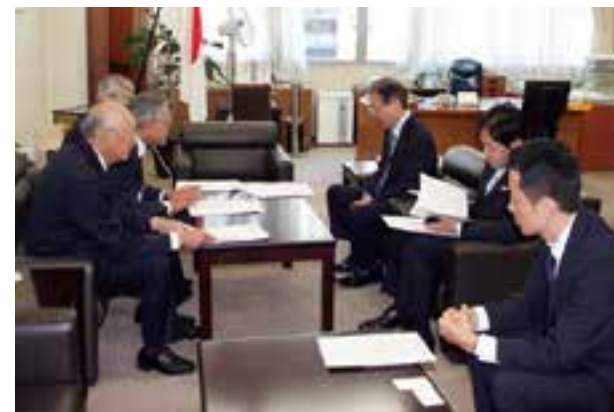


左奥から重藤課税部長、藤井国税庁長官、並木次長
右奥から小林会長、柳田税制委員長、松崎専務理事

中 小 企 業 庁

10月22日

長 官 **安藤 久佳** 氏
事業環境部長 **木村 聡** 氏

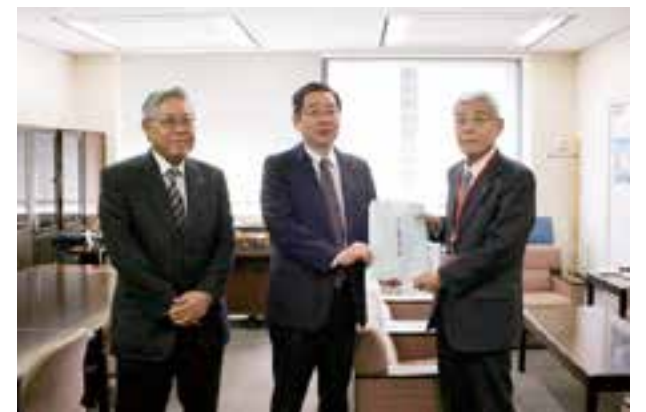


右奥から 安藤中小企業庁長官、木村事業環境部長
左奥から 柳田税制委員長、松崎専務理事、長谷川税制副委員長

総 務 省

11月1日

自治税務局長 **内藤 尚志** 氏



右から 柳田税制委員長、内藤自治税務局長、松崎専務理事

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

「税を考える週間」協賛講演会を開催

ー第40回経営税務学校ー

国税庁は毎年11月11日～17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その協賛行事の一環として11月19日(月)渋谷エクセルホテル東急において協賛講演会を開催した。

当日は、まず柳田会長挨拶、次に渋谷税務署署長の三木信博氏にご挨拶いただき、そのまま『現在につながる税金の歴史』と題してご講演いただいた。

続いて、株龍角散代表取締役の藤井隆太氏に『老舗企業の経営革新』と題して講演していただいた。出席者92名。



第1部講師
三木信博氏



第2部講師
藤井隆太氏



第1部

税制改正(法人事業税・都民税)・eLTAX等説明会を開催

去る11月26日(月)渋谷法人会館において、午後2時から3時まで平成30年度税制改正(法人事業税・都民税)eLTAX(エルトックス：地方税電子申告)等説明会を開催した。

まず、安藤事業税課長からご挨拶があり、続いて法人事業税課第二係の、御手洗課長代理より法人事業税・都民税の平成30年度税制改正についての説明があった。

次に法人事業税課第二係の小野寺主事より、eLTAXについて説明があった。出席者37名。



税制改正講師
御手洗課長代理



eLTAX講師
小野寺主事



地方税セミナー

「行動する法人会」(渋谷区)

ー平成31年度税制改正要望を渋谷区に提出ー

公益社団法人 渋谷法人会では、上部団体の公益財団法人全国法人会総連合を通じて、平成31年度税制改正要望を国会、政府等に提出することに合せて、平成30年12月3日渋谷区内の国会議員事務所並びに渋谷区に要望を提出した。



長谷川区長に税制改正要望書を渡す岩田税制委員長

ブロックだより

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック(丸山ブロック長)

去る12月1日(土)第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に今年も参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中継点の1つとして参加、渋谷税務署監修の子供向け税金クイズを解いてもらって税について楽しく学んでもらい、お菓子や文房具の景品を渡した。



こども税金クイズ

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式



三木署長挨拶

渋谷税務署7F大会議室において開催した。

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷区税務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は、11月26日から12月3日までの8日間、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』に展示した。



法人会長賞授与：柳田会長



女性部会長賞授与：名和部会長

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、12月4日(火)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、6月に続いて2回目の講習会を開催した。来年度も2回の開催を予定している。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。休憩を挟んで、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は33名。



救急救命講師



救急救命講習会

メールアドレスを登録しよう

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方
についても、消費税の軽減税率制度実施後は
「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

(これまで)

帳簿(経費)	内容	金額
XX年 月 日		
XX/XX	水道光熱費(公費)	〇,〇〇〇
XX/XX	会議費(公費、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX/XX	接待交際費(公費、仕立掛代)	〇,〇〇〇
...	...	...
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表	
課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△
消費税申告書	
控除対象仕入税額	△△,△△△

(軽減税率制度実施(2019年10月)後)

帳簿(経費)	内容	金額
XX年 月 日		
XX/XX	水道光熱費(公費)	〇,〇〇〇
XX/XX	会議費(公費、お茶代)	〇,〇〇〇
XX/XX	会議費(公費、文房代)	〇,〇〇〇
XX/XX	接待交際費(公費、仕立掛代)	〇,〇〇〇
...	...	...
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	課税額、軽減額	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	〇〇,〇〇〇
消費税申告書			
控除対象仕入税額		〇〇,〇〇〇	

※軽減税率対象品目
8%対象 軽減額、軽減額
10%対象 ●●●,●●●

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、
標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

都税事務所だより

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、2月28日（木）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。
※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」
ををご覧ください。

都税クレジットカードお支払いサイト

検索



A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

安心（便利）な 口座振替 をご利用ください！

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞ 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

◆縦覧期間 平成31年4月1日（月）から7月1日（月）まで（土・日・休日を除く）

◆縦覧時間 9時～17時

◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞平成31年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

＜必要書類＞納税者本人であることを証明できるもの。

※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。
土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

（注）納税通知書は6月3日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

e-Taxを体験してみよう！

平成30年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	ファーストトラストマネジメント(株)	浅井 憲一	広尾5-4-12-5F	6853-8826	不動産仲介業
1	(株)サンリフレホールディングス	栗原 将	東1-26-20	6427-5381	建設業
1	(有)スズキイチロー・ダンスアカデミー	鈴木 一朗	恵比寿1-22-8	5420-2038	ダンススタジオ
1	(株)グラムリンク	鈴木 隆展	東2-23-14	3498-7007	マーケティング支援
2	(株)大川直人写真事務所	大川 直人	恵比寿西2-15-2	3464-6434	写真業
2	テラス代官山	菊池 健蔵	恵比寿西1-28-6	6809-0013	アパート経営
2	髪や恵比寿店	阿部 政夫	恵比寿南2-1-11	3715-1438	理容業
2	合同会社PDCAデザイン	櫃間 霞	恵比寿南1-1-1	6758-7689	専門サービス（中小企業診断士）
3		太田 充	渋谷1-24-7	3400-6003	税理士
7	(株)ザ・セイクリッドワイン	峰岸喜美子	幡ヶ谷2-13-4	3375-9096	輸入卸売・小売
7	(有)ふじ肉店	加藤 廣行	笹塚3-14-1	3378-5341	焼肉店
8	北井電設(株)	北井 博	本町3-43-4	3374-7650	電気工事
8		川路 利永	代々木5-21-24	3466-7186	
8	リーズ(株)	小浜 勝也	初台1-14-8	3378-7881	製造製版業
9	積水ハウス(株)東京西シャームゾン支店	西村 裕	代々木2-1-1	5352-3312	建設業

平成30年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)トリニティフォース	石原 樹里	恵比寿3-34-16-202	5789-8773	化粧品、アロマ関連商品卸売業
1	(株)ミスターホームズ	金城 勝哲	恵比寿1-12-7	5447-6638	不動産業
5	柳光商事(株)	一柳 弘子	宇田川町11-1	3461-1928	不動産賃貸・管理業
7	合同会社エピックシステム	堀米 敏雄	笹塚2-11-1	6300-4328	コンピュータソフトウェア開発
8	(株)アンジュール	青山 紫乃	本町1-3-5-6F	6276-8731	食品輸入出業
10	(株)シー・エイティ	吉田 博明	千駄ヶ谷3-1-6	5770-5455	設計・デザイン業
11	(株)アングル	吉原 清幸	神宮前3-22-1	3497-9325	建築設計事務所
11	アールエフ・コーポレーション合同会社	多田 礼子	神宮前1-4-20	6324-0374	不動産管理業
11	(株)ラフィーネ	伊藤 秀基	神宮前3-10-9	3402-3033	縫製加工業
11	一般社団法人大安メソッド協会	斎藤 恵子	神宮前4-18-6-3F	3489-6909	カウンセリング
区外		福井 恒夫	入間市向陽台1-1-20-8	04-2962-0973	

住宅用火災警報器は10年たったら取替えです。

当社におまかせください!!

日邦防災株式会社

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷2-14-6
TEL 03 (3460) 4238 (代表) FAX 03 (3460) 4555

ホームページ <http://www.nippou-b.co.jp>

担当 荻 英 夫

あなたと都税
23

自動車の移転・廃車手続はお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◆**自動車を譲渡したとき：平成31年3月29日（金）までに「移転登録」をお済ませください。**

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◆**廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに「抹消登録」をお済ませください。**

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日・年末年始を除く）

大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■対象税目

法人事業税及び法人住民税

■対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

■適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

■対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

- 大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

振替納税を利用しよう

平成31年度定期課税分 自動車税の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、平成31（2019）年5月31日（金）まで、平成31年度分の自動車税の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

＜ご注意＞

- 自動車^①を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
- 減免額には上限が設定されています。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

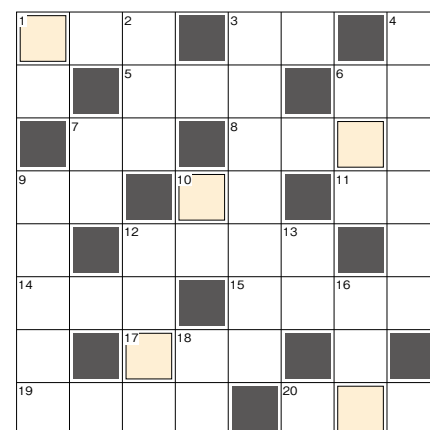
応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、平成31年2月28日（木）（消印有効）とさせていただきます。また応募は、お1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※次号からナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 「〇〇の太木」になる前に、召し上がれ
- 2 酢みそあえもおいしい、ネギとタマネギの雑種
- 3 タケノコや山菜を入れて、炊飯スイッチON
- 4 「これ、カリフラワー？」「緑だから違うでしょ」
- 6 ハルシメジなど、早春にもニョコニョコ
- 7 蜂さん、蝶さん、お花から何を吸う？
- 9 かき揚げぶ、お好み焼きに、ピンクの小エビ
- 10 マグロの脂身。年中おいしい
- 12 内裏びな 〇〇〇〇を構えて差し向かい
- 13 竹や梅より上でしょう
- 16 お米を炒めてからたきます。インドや中近東発祥？
- 18 ⇄丸。豚肉の〇〇煮。〇〇砂糖

解答欄

ヨコのカギ

- 1 お料理を引き立てます。えっ、北大路魯山人作？
- 3 祝い膳にデンと、白身魚の王様
- 5 ママ、ひな祭りはイチゴショートにしてよ
- 6 「体重が60」の単位は〇〇グラム
- 7 辛党が左なら、甘党はこっち？
- 8 七つ、八つ……次は
- 9 ご祝儀に硬貨はオカシイでしょう
- 10 回文「水戸の〇〇」。のし梅や納豆
- 11 デザートは、食物繊維たっぷりなナタ・デ・〇〇よ
- 12 「赤飯にバラバラ」とは「色違い」
- 14 バネやDNAの形。つぶ貝、タニシも
- 15 おいしくて……「幸せ！」を英語で
- 17 お茶が食堂ではなく、こっち入ってゲホゲホ
- 19 味にうるさい〇〇〇〇家。グルメ、食通とも
- 20 コーヒーのことです。〇〇〇・オレ

重機資格取るなら三郷トレーニングセンター

✉ misato-tc@ysgiken.co.jp

☎ 03-3461-0758

<http://misato-tc.com/>

埼玉労働局登録教習機関 登録番号 第327号

三郷
トレーニングセンター
MISATO TRAINING CENTER
運営：株式会社ワイズ技研



東京外環自動車道 外環三郷西IC 約5分

EYEMETRICS®
アイメトリクス

もう「合わない眼鏡」で
妥協する必要はありません。
アイメトリクスなら、
今までにない掛け心地が得られます。



パーフェクトなフィット感を追求するくアイメトリクス。3D計測であなたの顔にベストなフィッティングを実現。

プロ野球監督 栗山英樹氏

Corinth Dark Blue - E4B(フレーム)
38,880円(税込・レンズ別)

イワキのメガネなら安心です。

回イワキ®

しぶや法人 第557号／平成31年2月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)